

第三に、旧来の国と地方との間の事務配分のあり方が根本的に改められ、この分野においても市町村を優先し、行政責任を明確にして、地方レベルの事務能率の高度化が期待されていたのである。

熊野町昭和三十二年(昭和二十九年)の歳入(右)と歳出(左)の表

項目	金額
第一歳入	...
第二歳入	...
第三歳入	...
第四歳入	...
第五歳入	...
第六歳入	...
第七歳入	...
第八歳入	...
第九歳入	...
第十歳入	...
第十一歳入	...
第十二歳入	...
第十三歳入	...
第十四歳入	...
第十五歳入	...
第十六歳入	...
第十七歳入	...
第十八歳入	...
第十九歳入	...
第二十歳入	...
第二十一歳入	...
第二十二歳入	...
第二十三歳入	...
第二十四歳入	...
第二十五歳入	...
第二十六歳入	...
第二十七歳入	...
第二十八歳入	...
第二十九歳入	...
第三十歳入	...
第三十一歳入	...
第三十二歳入	...
第三十三歳入	...
第三十四歳入	...
第三十五歳入	...
第三十六歳入	...
第三十七歳入	...
第三十八歳入	...
第三十九歳入	...
第四十歳入	...
第四十一歳入	...
第四十二歳入	...
第四十三歳入	...
第四十四歳入	...
第四十五歳入	...
第四十六歳入	...
第四十七歳入	...
第四十八歳入	...
第四十九歳入	...
第五十歳入	...
第五十一歳入	...
第五十二歳入	...
第五十三歳入	...
第五十四歳入	...
第五十五歳入	...
第五十六歳入	...
第五十七歳入	...
第五十八歳入	...
第五十九歳入	...
第六十歳入	...
第六十一歳入	...
第六十二歳入	...
第六十三歳入	...
第六十四歳入	...
第六十五歳入	...
第六十六歳入	...
第六十七歳入	...
第六十八歳入	...
第六十九歳入	...
第七十歳入	...
第七十一歳入	...
第七十二歳入	...
第七十三歳入	...
第七十四歳入	...
第七十五歳入	...
第七十六歳入	...
第七十七歳入	...
第七十八歳入	...
第七十九歳入	...
第八十歳入	...
第八十一歳入	...
第八十二歳入	...
第八十三歳入	...
第八十四歳入	...
第八十五歳入	...
第八十六歳入	...
第八十七歳入	...
第八十八歳入	...
第八十九歳入	...
第九十歳入	...
第九十一歳入	...
第九十二歳入	...
第九十三歳入	...
第九十四歳入	...
第九十五歳入	...
第九十六歳入	...
第九十七歳入	...
第九十八歳入	...
第九十九歳入	...
第一百歳入	...

図6-1-3 熊野町昭和三十二年(昭和二十九年)の歳入(右)と歳出(左)の一部

ところが、他面で、このような戦後民主主義にとまった税・財政制度の変化は、国民とりわけ農民の税負担を加重にする方向に作用した。このような事情の中で、昭和二十年代の中葉には、全国的に「税金闘争」が展開された。昭和二十年代後半には、朝鮮戦争(昭和二十五年(一九五〇)六月〜同二十八年(一九五三)七月)を契機とした特需ブームによる日本資本主義経済の復活、これに対応してしだいに政治的な再編成が進んだ。内外の諸条件の変化に、米・日の基本的政策の変化、いわゆる「逆コース」現象が顕著となり、地方自治制度や地方財政制度にも大きな変化があらわれた。たとえば、自治体警察は府県警制へと一本化(昭和二十三年市町村の自治体警察と国家地方警察の二本立、昭和二十九年自治体警察は都道府県警察に改組)、教育長および教育委員はそれぞれ文部省および自治体首長の任命制へと切り替えられた(昭和三十一年)。平衡交付金制度が地方交付税制度に移行(昭和二十九年)したのも、この時期であ

った。国の地方に対する機関委任事務は、ふたたびしだいに拡大する方向に向かい、それにともなって、地方自治体の歳入に占める国庫支出金の比重も増大していった。これらの地方自治制度や財政制度は、いずれも、その大部分が、シャープ勧告の精神からは離れる方向に沿っており、むしろそれを内容的に形骸化する作用をもっていた。

全国的な財政危機から高度成長期の財政へ

このような地方の行財政の内容的な改変の進む中で、昭和三十年前後には、全国的に戦後最初の大規模な地方財政の危機が表面化した。全国各地で自治体の行財政の整理、合理化、人員削減等が実施され、地方財政の再建が大きな社会的問題となっていた。昭和三十年（一九五五）の地方財政再建促進特別措置法は、中央（自治庁）の承認をえられた「財政再建計画」によって地方の新規事業や昇給が制限されたり中央集権化を促進したりする方向で、機能を強めた。当時の全国各地で多くみられた町村合併（第二次町村合併）や小中学校の統合、新增設などは、このような行財政上の動向と深くかかわってみられた現象であった。

昭和三十年代は、また、他面では、高度経済成長のはじまりとも重なった。三十年代の前半は、主としてわが国の既存の工業地帯における、第二次産業を中心とする産業の成長が中心であった。これらの地域を中心として、しだいに税収入も増加の傾向に移り、財政状況もその危機を脱しはじめた。しかし、全国的には、いわゆる過密・過疎化の現象がみられるようになり、地域における経済や財政のアンバランスが目立つようにもなった。

昭和三十年代後半（一九六〇年代前半）には、全国総合開発計画（三十七年）、新産業都市建設促進法（同上）、工業整備特別地域整備促進法（三十九年）などによって、全国各地にいわゆる拠点開発方式による地域開発が活発化した。つまり、各地方では、大企業を中心とした工場誘致、中央政財界へ向けた陳情合戦などが展開されてゆくの

もこのころからであった。

このようにして発展したわが国資本主義は、鉄鋼・石油・化学・機械工業などの重化学工業を中心とした未曾有の高度経済成長を誇ることとなり、中央・地方の財政にも大きなインパクトを与える結果となった。昭和三十年前後の地方財政再建問題もこの高度成長にともなって一応の解決をみることとなったが、それとともに、また新たな財政上の問題を抱え込むこととなった。つまり、一方では企業の急激な成長や人口の急増にともなった都市問題や公害環境問題の激化、他方では急速な人口流出にともなう過疎化の進行がみられるようになり、このことが財政面でも、都市と農村のそれぞれに別々の形の財政的諸問題をひきおこすこととなった。

高度経済成長期における地方行・財政の特徴のひとつは、そのいわゆる中央集権化が進行したことである。とりわけ、昭和三十九、四十年の高度経済成長に入って最初の経済不況があらわれた後、つまり昭和四十年代においては、この傾向が強まったのである。

昭和四十一年（一九六六）から石油ショックのあった同四十八年（一九七三）ごろの間は、いわゆる社会資本の不足が問題となり、また過密過疎の弊害がいつそう社会問題化し、公共投資の先行による「地域づくり・街づくりの時代」がおとづれた。国債や地方債の大量発行による景気刺激策が、この時期の中央・地方に共通した財政政策の基調として定着化していった。

高度経済成長期を通じて国と地方の財政関係にも全体として中央集権化の傾向が強まっていった。中央の経済政策の一環としての地方の機関委任事務がしだいに多くなり、地方交付税や国庫支出金等の依存財源の占める割合が大きくなった。中央主導ないし中央依存型の地域開発が主流となり、それに沿った形で地方財政運営の方法が一般化してきた。企業誘致、資本蓄積を促進する税財政構造、地方財政の「企業化」、広域行政化等の行・

財政パターンが目立ってきた。

他方で高度経済成長型の地域開発政策の外に取り残された地方では、とりわけ農村地方においては、人口の急減、財源難にみまわれ、産業経済や財政上の問題だけにとどまらず、地域としての共同体的な住民生活そのものが危機にひんするケースも、あちこちでみられるようになった。都市部においても、過密化に対応する社会的問題は深刻であった。学校・保育所や幼稚園・病院・公園・公共交通機関などの公的施設の必要、ゴミ・し尿などの公害環境問題等々、財政需要を飛躍的に増大させる問題が山積した。地方財政は、高度成長にもなつて新たな難問をそれぞれの地域でかかえるにいたつたのであった。

石油ショック後の地方財政

昭和四十八年(一九七三)と五十三年(一九七八)の二度にわたつた石油ショックは、

わが国のそれまでの重厚長大型の重化学工業を中核とした素材型の産業構造を、構造不況業種に一変させてしまった。経済の成長率は、急速に下落し、設備投資は行なわれなくなり、いわゆる低成長経済の時代に突入していった。戦後はじめての長期にわたる不況の継続する中で、中央地方の財政は、かつて経験したことのない難問をかかえることになった。財政収入の停滞ないし落ち込み、異常な物価高(いわゆるスタグフレーション)とその下での公共サービスの維持のために必要とされる財政需要の増大、財政危機の新たな展開の時代がふたたび到来した。中央・地方をとわず大量の公債発行や財政支出の徹底した削減、福祉関係や給与・人件費等の見直しによる財政合理化がせまられていった。他方、さまざまな公共料金や税金等による増収策も行なわれ、「財政の健全化」を確保する方向が各地で追求された。国際的な不況構造のなかで、一部の先端産業や自動車産業等を除いて、一般的に内外の景気回復の気運はなかなか見通せず、そのことが地方財政についても暗雲たちこめた重苦しいムードを残して、今日におよんでいるといつてよい。

2 熊野町における戦後財政

財政規模

熊野町の戦後における財政の規模からみれば、敗戦直後の社会的混乱と戦後インフレによる水ぶくれの急増期（昭和二十年前半）、その後の一〇年間は年々若干の増減はみられるものの大体三〇〇〇万円〜四〇〇〇万円台を維持している。全国的な高度経済成長のみられるようになる一九六〇年代、すなわち昭和三十年代後半以降からは、熊野町の財政規模は順調に増加の傾向をみせた。昭和四十年には、町の歳入がはじめて一億円台に乗り、年々平均的に五〇%超の増加を続けている。とくに四十年代とりわけその前半における財政規模の増大ぶりが注目される。この財政の規模の増大は、昭和四十年代の町人口の急増、全国的な高度経済成長の反映としての名目所得の増加、中央政府のインフレ政策等に起因した物価上昇や四十年代後半の狂乱物価、公共投資の増大などの諸要因によって、もたらされたものと考えられる。

なお、熊野町における戦後財政関係の資料としては、昭和三十一年度以降は広島県市町村財政概況および同市町村税の概要による額、同歳入出現況表を利用した。昭和三十一年度以降は広島県市町村財政概況および同市町村税の概要による決算額（一部決算見込額）を用いている。とくに明記してないばあいはこれらの資料によるものであることを断っておく。

歳入の概要

戦後における熊野町の歳入の推移とその主要な構成は表6—1—3のようになっている。昭和二十年代前半には主要な歳入は、戦前からの附加税をその内容とする町税が中心であり、これに県支出金や国庫支出金加わったものであった。昭和二十年代後半では、シャウブ税制を反映して、独立税

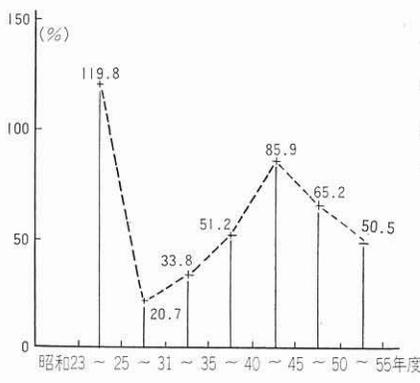


図6-1-5 熊野町の歳入の年平均伸び率 前図より算出

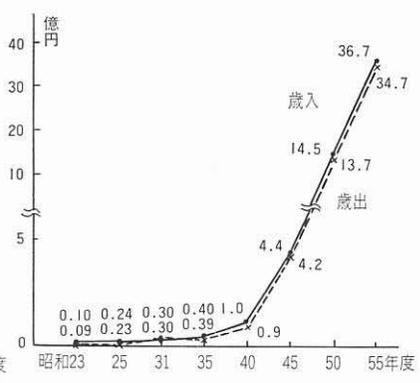


図6-1-4 熊野町の歳入・歳出 (決算額) 予算台帳、市町村財政概況より作成

としての町税と、国庫支出金および地方財政平衡交付金、寄附金などが主たる歳入を構成した。昭和三十年代は、その前半では、ふたたび町税が歳入の主要な構成となり、後半にいたるにつれて地方交付税が増大してその比重を増加した。三十年代後半以降は、町税収入よりも地方交付税収入の方が多くなった。昭和四十年代以降では歳入の主要な構成は、地方交付税、町税が双璧となり、これに町債(地方債)ないし国庫支出金が続くパターンが、ほぼ定着した。

町の戦後における歳入の構造を性質別に分析してみるとどうであろうか。歳入は、一般財源と特定財源に区別できると同時に、自主財源と依存財源という区別も可能である。一般財源とはその用途が特定されていない財源であり、それ以外のものが特定財源である。自主財源とは、原則的に町以外の機関を経由しない収入であり、国庫や県などを經由した収入が依存財源である。すなわち、一般財源と特定財源の区別はその用途の側面から、自主財源と依存財源の区別はその収入の側面からみた分類である。財政の独自性、自由度の点からいえば、一般財源が多ければ多いほど、さらに自主財源が多ければ多いほど望まし

表6-1-3 熊野町の戦後財政収入の推移

(千円)

第一節
行政
財政

	昭和21 年度	25	30	35	40	45	50	55
町 税	92.8 (79.4)	8,633 (32.4)	16,594 (50.9)	18,267 (45.1)	29,304 (28.1)	96,968 (21.7)	340,457 (23.4)	824,356 (22.5)
*1 地方交付税 各種交付金 等		4,714	4,871	15,247	42,537	197,444	569,557	1,265,120
小 計		4,714 (17.7)	4,871 (15.0)	15,309 (37.8)	42,599 (41.0)	202,762 (45.4)	598,143 (41.1)	1,330,409 (36.2)
国庫支出金	7.5	2,975	3,540	1,809	2,397	29,725	178,783	397,090
県 支 出 金	5.4	5,280	3,265	1,293	8,248	14,785	68,002	157,743
町 債			2,000	—	6,500	62,100	136,800	417,300
小 計	13.0 (11.1)	8,255 (31.1)	8,805 (27.0)	3,102 (7.7)	17,145 (16.5)	106,610 (23.9)	383,585 (26.4)	972,133 (26.5)
分担金・負 担金			—	—	—	16,453	23,704	35,420
使 用 料 } 手 数 料 }	2.7 }	89 }	800	1,299	2,376	3,312	10,605	27,746
				453	468	1,057	2,216	4,222
*2 財 産 収 入	1.8	693	148	17	79	869	11,879	22,325
寄 付 金	0.03	3,863	941	1,300	2,464	620	—	6,014
繰上充用金	—	—	351	—	—	—	—	—
繰 越 金	5.0	247	—	—	7,829	8,773	67,542	396,265
*3 諸 収 入	1.4	78	64	814	1,663	8,764	16,887	52,456
小 計	11.0 (9.5)	4,980 (18.6)	2,304 (7.2)	3,883 (9.5)	14,879 (14.2)	39,848 (8.9)	132,833 (9.1)	544,448 (14.8)
合 計	117.0 (100.0)	26,576 (100.0)	32,578 (100.0)	40,561 (100.0)	103,927 (100.0)	446,186 (100.0)	1,455,018 (100.0)	3,671,346 (100.0)

昭和30年度まで予算額、昭和35年度以降決算額

* 1 昭和25年度地方財政平衡交付金 * 2 昭和21年度基本財産及積立金穀収入、
昭和25年度公営企業及財産収入 * 3 昭和21, 25, 30, 35年度雑収入

熊野町予算台帳および広島県市町村財政概況より作成

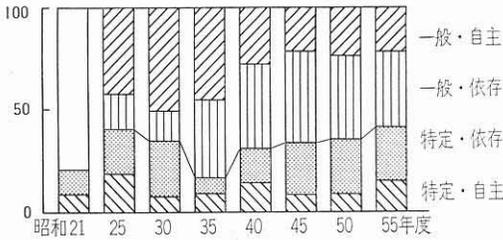


図6-1-9 熊野町の戦後財政収入(性質別)の構成比の推移 表6-1-3より作成

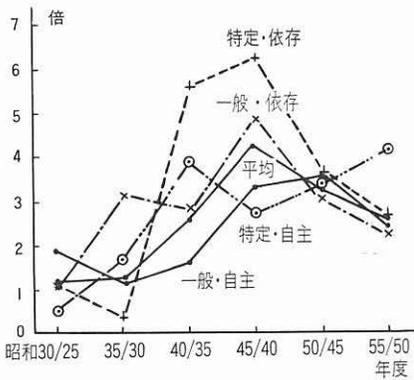


図6-1-10 熊野町の戦後財政収入(性質別)の伸び率の推移

熊野町の歳入の性質別特徴は、戦後一貫してほぼ六〇七割程度が一般財源で占められていることである。しかし、その一般財源の中身としては、昭和三十年代前半までの町税(一般・自主財源)が主要な比重を占めており、それ以降は地方交付税(一般・依存財源)が主要な構成となっている。町の財政規模の増大が著しくなる昭和三十年代以降、地方交付税や、国庫支出金および地方債(特定・依存財源)の占める割合が急激に高まり、自主財源の占めるウエイトは小さくなってゆく傾向にあるといえよう。

昭和三十年代後半からの歳入の伸び率の急増は、依存財源の増勢によって規定されており、石油ショック後は、自主・特定財源の一部(繰越金など)を除いて、軒並みその伸び率が鈍化したように思われる。

税収入と地方債

熊野町における町税収

入は、敗戦直後には歳入の八割近くを占めており、昭和三十年代の前半にも五割程度の比重を持っていた。その後の高度成長期においては、大体においてその比重は小さくなってゆく傾向にある。町税の主要な構成は、

表6-1-4 熊野町の税収入額の推移

千円

	昭和21年度	26	30	35	40	45	50	55
町税総額	92.8	8,274 (100.0)	16,594 (100.0)	18,267 (100.0)	29,304 (100.0)	96,968 (100.0)	340,457 (100.0)	824,356 (100.0)
町民税		2,970 (35.9)	4,425 (26.7)	5,000 (27.4)	11,162 (38.1)	46,535 (48.0)	199,730 (58.7)	460,408 (55.9)
固定資産税		4,305 (52.0)	9,143 (55.1)	9,701 (53.1)	10,641 (36.3)	25,464 (26.3)	97,705 (28.7)	242,542 (29.4)
交納付金		—	—	—	—	—	8,130 (2.4)	18,381 (2.2)
軽自動車税		610 (7.4)	820 (4.9)	298 (1.6)	1,865 (6.4)	5,590 (5.8)	6,721 (2.0)	11,173 (1.4)
たばこ消費税		—	1,104 (6.7)	1,653 (9.0)	3,757 (12.8)	12,449 (12.8)	22,886 (6.7)	46,207 (5.6)
電気税							12,349 (3.6)	41,010 (5.0)
ガス税		344.2	1,100 (6.6)	1,557 (8.5)	1,853 (6.3)	6,930 (7.1)	958 (0.3)	384 (0.1)
その他		44 (0.5)	1 (0)	58 (0.3)	26 (0.1)		108 (0.03)	—

第六章 現 代

予算額（昭和30年度まで）、以降決算額

予算台帳および市町村財政概況、市町村税の概要より作成

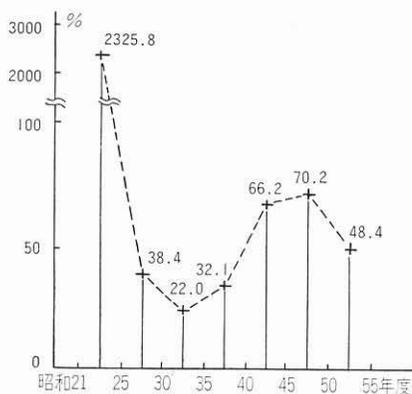


図6-1-12 熊野町の税収入の年平均伸び率

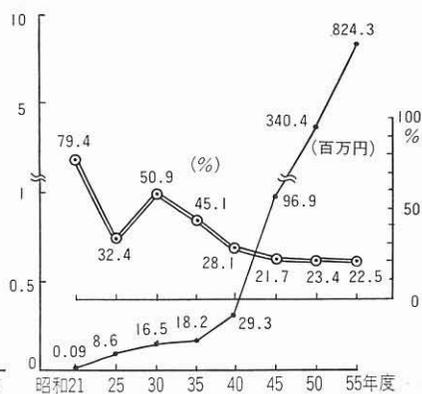


図6-1-11 熊野町の町税の推移と歳入に占める比重

表6-1-5 熊野町における地方債現在高の状況

(千円)

第一節 行 財 政	昭和35年度	40	45	50	55
	一般公共事業債	—	1,141 (3.8)	303 (0.1)	7,408 (1.3)
一般単独事業債	—	8,656 (28.5)	46,325 (22.3)	164,261 (27.8)	264,459 (15.1)
公営住宅建設事業債	1,756 (5.6)	5,026 (16.5)	4,627 (2.2)	8,432 (1.4)	32,299 (1.8)
義務教育施設整備事業債	7,494 (23.8)	11,853 (39.0)	85,904 (41.3)	300,705 (51.0)	965,758 (55.1)
厚生福祉施設整備事業費	*1 5,581 (17.7)	—	—	20,500 (3.5)	130,205 (7.4)
災害復旧事業費	5,954 (18.9)	3,107 (10.2)	3,059 (1.5)	2,898 (0.5)	17,113 (1.0)
単独災害復旧事業費	—	—	—	—	4,100
補助災害復旧事業費	—	3,107	3,059	2,898	13,013
一般廃棄物処理事業費	—	—	12,876 (6.2)	9,510 (1.6)	66,830 (3.8)
同和対策事業費	—	—	—	4,427 (0.8)	20,078 (1.1)
財源対策債	—	—	—	—	156,470 (8.9)
県貸付金	10,700 (34.0)	—	54,151 (26.0)	71,845 (12.2)	42,369 (2.4)
合 計	*2 31,485 (100.0)	30,383 (100.0)	208,087 (100.0)	589,995 (100.0)	1,751,597 (100.0)

* 1 昭和35年度は社会及労働施設事業費

* 2 合計にはその他を含む

市町村財政概況より作成

第六章
現
代

第一節 行 財 政

一 戦後の改革

地方自治

太平洋戦争の敗戦によって、戦時中に強化されていた中央集権体制が崩壊し、新しいアメリカ型の地方自治が第一步を踏み出すことになった。まず昭和二十一年（一九四六）に第一次地方制度改革が実施され、つづいて翌二十二年、新たな日本国憲法の地方自治に関する第八章の条文に基づく第二次地方制度改革として、地方自治法が施行されることになった。その特色は① 選挙権の大幅な拡張、② 地方自治団体の長の直接公選、③ 地方議会の権限の拡張、④ リコールなど住民の直接参政権などきわめて民主的な仕組をもつたもので、戦前の中央集権的な地方制度に比すれば、まさに画期的な変革であった。

同年四月、婦人にも選挙権が与えられた第一回の首長選挙が実施された結果、熊野町長に選ばれたのは青森齊であった。その後現在に至る間の町長は表6—1—1に示すとおりである。

同四月には市町村会などの地方議員選挙も行われた。その際の議員定数は、地方自治法に人口数に応じて規定されており、前年四月の人口調査結果に基づいて、熊野町の定数は二二名であった。この時の立候補者数は明らかではないが、選挙にあたって熊野町では立会演説会も開かれ、大いに盛り上がったという昭和二十二年四月二、十九日『中国新聞』。

その後昭和二十六年四月の改選時には議員定数削減の議が起こり、前月の町議会で四名減を可決し、定員は一

表6-1-1

青森 齊	昭和22年 4月～昭和23年11月
光本 岩登	昭和23年11月～昭和25年11月
井上 寿三	昭和25年12月～昭和29年 1月
城本 勝司	昭和29年 2月～昭和38年 4月
馬上 次内	昭和38年 5月～昭和44年 3月
南崎 高市	昭和44年 4月～現在

表6-1-2 開放農地面積

地 目	面 積
田	72町7反5畝12歩
畑	15町6反9畝15歩
採草地	1町6反4畝12歩
計	91町9畝9歩
宅 地	5,184坪

開拓地売渡計画書より作成

八名となった。しかし町の人口増加が著しくなった同四十五年、定数二名を復活して定数二〇名とし、現在に及んでいる。

農地改革

太平洋戦争終結後、日本政府は民主化政策の重要課題として農地改革を実施した。連合国の対日政策の一環として、GHQ（連合国軍最高司令部）は政府に働きかけてその実施をうながし、政府はこれに応じて、農地調整法改正案（第一次農地改革法案）を昭和二十年十一月議会に提出

し、可決成立の結果十二月に同法が公布された。しかしこの改正案がきわめて不徹底なものであったので、国内の農民団体などの反対もあり、政府はGHQの勧告に従って自作農創設特別措置法案などを制定、本格的な農地改革に着手した。これに基づいて、ただちに市町村に公選委員による農地委員会が組織された。委員会の構成は小作五・地主三・自作二の計一〇名とされた。熊野町においても、小田原千里以下一〇名が選任されている。農地委員会は買取予定地のリストを作成し、審査のうえ国家買取地を決定した。買取、売渡は昭和二十三年中にほぼ終了したが、不服地などの審査もあり、熊野町農地委員会は昭和二十六年（一九五二）まで委員の交代を見ながら継続し、同年七月解散している。農地委員会
会会議録 熊野町で開放された農地は表6-1-2のとおりである。

自治体警察

戦後の地方自治の推進、民主化の促進は、警察機構の中央集権的な体制を否定して、昭和二十二年警察法が制定され、自治体警察・国家地方警察が設置されることになった。自治体警察は人口

五、〇〇〇人以上の市街的市町村に置かれ、その他郡部一般は国家地方警察が管理することになった。自治体警察は市町村公安委員会の管理下におかれ、国家地方警察は国家公安委員会の行政管理と、都道府県公安委員会の運営管理下に入るようになっていた。広島県下では、五市三六町一三か村に計五四の自治体警察が設置されたが、熊野町にも警察法施行の日をもって昭和二十三年三月七日、正式に熊野町警察署が発足した。同署の定員は一・二名（警察長一名・巡査部長二名・巡査五名・一般職員四名）であつた。『広島県警察百年史』下巻

しかし自治体警察については、小規模地方自治体の場合、警察力の弱体化の問題と警察維持費をめぐる財政的理由によって早くから反対意見が出されていた。その上戦後の不況、社会不安が重なって警察警備力の強化を要請する声が高まつた。広島県においても、昭和二十四年六月の日本製鋼所広島工場で多数の工員の人員整理に因りて発生した大争議は全国的な注目を集めたが、このような状勢は自治体警察廃止の声をたかめることになつた。こうした状況のなかで、同二十六年六月警察法が改正され、「人口五、〇〇〇人以上の市街的市町村は、住民投票により警察の存廃を自由にできる」ことになった。熊野町も県下四五か町村とともに町会の議決を経て住民投票を行ない、自治体警察を廃止することに決定した。こうして自治体警察は、発足後僅か数年で姿を消すことになり、同年十月一日国家地方警察安芸地区警察署（同二十九年七月海田市警察署と改称した）の管轄に入ることとなり、熊野町には警部補派出所が置かれた^{同上}。

二 熊野町制の展開

熊野町整備基本計画

後に本章第三節で詳しく述べられているように、それまで停滞傾向にあった熊野町の人口は、昭和四十三年（一九六八）ごろから年々一、〇〇〇人前後の人口が着実に増加した。このことは県営熊野団地などの造成や、広島市の大都市化の影響をうけたものであろうが、それまでの農村的性格の濃い熊野町を、宅地化が急激に進展する市街的な町に変貌させた。したがって熊野町の発展は、町域の適正な容量を超える傾向を生じた。そのため熊野町の行政にとって、さまざまな課題を生むことになった。

こうした状況に応じて、熊野町は昭和四十八年（一九七三）、昭和六十年（一九八五）を目標とした総合的な「熊野町整備基本計画」を策定した。この基本計画策定に際しての最大の課題は、「広島都市圏の都市化の圧力をうけて、熊野町の土地利用に混乱を生じている」という認識のもとに、環境のよい、住みよい田園住宅地をめざす熊野町の将来への目標に向かって、総合的な土地利用計画を作成することにあつた。

これまで町役場庁舎の改築、中・小学校などの学校教育施設の整備、中央・西公民館などの社会教育施設の開設その他各種公共施設がととのえられて来たが、総合的な将来計画に基づいたものではなかった。将来の公共施設の配置についても熊野町の将来像を画いて構想する必要性が痛感された。土地利用計画はこのような考え方によって作成された。

この整備基本計画では、熊野町の将来の人口推移を図6—1—1のように想定している。すなわち、昭和六十

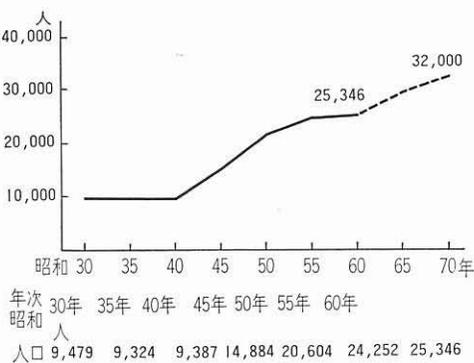


図6-1-1 人口推移の想定

年（一九八五）に人口三万三〇〇〇名に達するものと考えている。これは当時の実際の推計よりも若干高めに見積られているが、その後の都市基盤施設や生活環境施設の整備を積極的に推進することによって、他地域からの人口の転入を見込む目標値として算定されたものであった。

このような未来図に対応して、道路交通や上下水道計画を構想し、市場産業の振興、生活環境施設の整備、宅地開発の規制を誘導などを図ることとし、さらに都市計画区域と農業振興地域の設定を進めることとしている。「熊野町整備基本計画」。

熊野町総合基本計画

さきの「熊野町整備基本計画」を策定後七年を隔てて、熊野町は昭和五十五年右の整備基本計

画の見直しの作業を行って、昭和六十五年（一九九〇）を目標とする「熊野町総合基本計画」を策定した。それは、無秩序な市街化の拡大に伴い、自然環境や生活環境の悪化など、町民生活を阻害する多くの課題が表面化したこと、経済構造が高度成長から低成長の時代へ質的な転換をしつつあること、町民の価値観も大きく変化し、生産・開発優先から生活・保全優先に転換していることなどの認識に基づくものであった。

総合基本計画の目標は「1 静かで心安まる緑の町 2 健康でしあわせに暮せる町 3 豊かな心が育つ教育と文化の町 4 筆産業が栄えふるさとづくりの進む町」としての熊野町の実現をめざすものであった。

安全で快適な生活環境を確保するためには、いたがらな人口の膨張を期待すべきではないとし、目標年次である昭和六十五年の人口を二万八〇〇〇人を限度とすることに改め、これ以上の増加をできるだけ抑制することと

している。ちなみに本計画の策定された昭和五十五年の人口は約二万四〇〇〇人であり、さきの整備基本計画における同年の想定人口三万人を可なり下回っているが、ともあれこのように人口抑制につとめようとしていることは、新しい基本計画が、拡大よりも町民生活の内容充実を図ろうとする根本的な理念を示しているといえよう。

施策の柱は、(1) 土地利用 (2) 市街地の空地の確保 (3) 道路 (4) 防災 (5) 上水道 (6) 下水道 (7) 保健衛生 (8) 社会福祉 (9) 同和対策 (10) 地場産業「くまのの筆」(11) 農業 (12) 教育文化 (13) スポーツ、リクリエーション (14) 行財政 (15) 広域行政 (16) 町民並びに国・県及び民間企業への期待と誠にも多岐にわたっている。そのこともまた行政当局として、町民生活に対してきめの細かい心配りをしようとする姿勢の当然の結果であった。

土地利用計画は、多くの施策の柱の中でも、基本的重要性をもっているが、「現在の自然的利用がなされている土地は、そのまま保全することを原則とし、やむを得ず他の用途に転換する場合は、周辺の環境に与える影響を充分配慮しながら慎重に行うものとする」という方針にもその点は明らかに看取される。また市街地の空地の確保という柱をたてられていることもそのことを明瞭に示している。したがって土地利用計画図(総合基本計画の場合は土地利用構想図)も新しい基本計画の場合は可なりの変化が見られる。

道路・上下水道・廃棄物処理態勢、その他の多面的な計画はより現実的、具体的になっているが、中にはさまざまな障害や困難が前途に横たわっているものも少なくない。しかし「熊野町総合基本計画」はそれらを克服して「文化の香り高い心豊かな新しいふるさと熊野」をつくり上げることがめざしている。

「熊野町総合基本計画」

三 財 政

1 戦後の地方財政制度

戦後地方財政制度の確立と変化

わが国の戦後における地方財政制度は、昭和二十年代、三十年代前半、三十年代後半、四十年代（石油ショックまで）、石油ショック後を含む五十年代に分けて考えることができる。

昭和二十年代は、地方行財政制度の全般的な改正が行われて、その後の基本的な枠組が形成されてゆく時期であった。すなわち、戦前の「官治的¹地方自治」が否定され、新しい民主主義体制の基盤としての地方自治制度を裏づけるものとしての財政制度の確立が意図された時期であった。戦後の一連のわが国の行財政制度の民主化過程において、地方税制に最初の改正がみられるのが昭和二十二年（一九四七）である。旧来の中央集権的な還付税制が廃止され、地方に独立税制が認められた。しかし、この改定は、市町村税のレベルまでにはいたらず、市町村においては、附加税、配付税、補助金などの形で戦前の名残が存続している。市町村レベルにおける財政制度の根本的改変は、いわゆるシャープ勧告にそってみられるようになる。

昭和二十四年（一九四九）八月のシャープ勧告（昭和二十五年五月実施）は、地方税制がわが国ではじめて独立税化され、日本国憲法の理念にそった地方自治制に対応する地方自治体の物的基盤を確立しようとする意図を、明示した画期的な試みであった。その後のわが国の地方税・財政制度の基本的あり方が固められた。つまり、第一に